

RCEP

農林水産品関連の合意概要

守り

1. 日本側の関税については、
 - (1) 重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）について、関税削減・撤廃からすべて除外。
 - (2) 農林水産品の関税撤廃率は、TPP、日EU・EPA（各82%）よりも大幅に低い水準に抑制。
(対ASEAN・豪州・NZは61%、初のEPAとなる中国は56%、韓国は49%)

攻め

1. 各国の関税については、
 - (1) 14億人の人口を抱える巨大市場の中国からは、ほたて貝などの輸出関心品目の関税撤廃を獲得。
 - (2) また、韓国からはキャンディー、板チョコレート等の菓子、インドネシアからは牛肉等の関税撤廃を獲得。
2. ルール分野では、税関手続や衛生植物検疫（SPS）措置、知的財産権等に関し、農林水産物・食品の輸出促進に資する環境を整備。

(参考1) 守り：主な品目ごとの合意の内容

品目	中国	韓国	ASEAN・豪州・NZ
米	関税削減・撤廃から除外		
麦	関税削減・撤廃から除外		
牛肉・豚肉	関税削減・撤廃から除外		
乳製品	関税削減・撤廃から除外		
甘味資源作物	関税削減・撤廃から除外		
鶏肉・鶏肉調製品	関税削減・撤廃から除外		
野菜・果樹等	<ul style="list-style-type: none"> 生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 (例) たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ(乾燥含む)、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー等 国産品だけで国内需要を賅うことが難しいものや、国産品と棲み分けができているものは長期の撤廃期間を確保。 (例) 冷凍した野菜調製品(冷凍惣菜)、乾燥野菜(インスタント向けフリーズドライの具材)、朝鮮人参等 	<ul style="list-style-type: none"> 野菜について基本的に関税削減・撤廃から除外する等、対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。 	<ul style="list-style-type: none"> TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。
林産物	<ul style="list-style-type: none"> 半数の品目を関税削減・撤廃から除外。 (例) 合板、製材(SPF)、構造用集成材等 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> 約1/3の品目を関税削減・撤廃から除外。 (例) 合板、製材(SPF)、構造用集成材等 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。
水産物	<ul style="list-style-type: none"> 生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 (例) うなぎ調製品、海藻類等 国産品だけで国内需要を賅うことが難しいものや国産品と棲み分けができているものについて長期の撤廃期間を確保。 (例) あさり調製品等 	<ul style="list-style-type: none"> 対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。 	<ul style="list-style-type: none"> TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。

(参考2) 攻め：関税撤廃を獲得した主な輸出関心品目

	品 目	現在の関税率	合意内容
中国	パックご飯等	10%	21年目撤廃
	米菓	10%	21年目撤廃
	ソース混合調味料	12%	21年目撤廃
	醤油	12%	21年目撤廃
	チョコレート菓子	8%,10%	11年目又は16年目撤廃
	切り花	10%,23%	11年目又は21年目撤廃
	ほたて貝（※養殖用(無税)除く）	10%	11年目又は21年目撤廃
	ぶり	7%	11年目又は16年目撤廃
	さけ	5%,7%,10%	11年目又は21年目撤廃
	すけそうだら	5%,7%	11年目又は21年目撤廃
	合板（針葉樹）	2%	11年目撤廃
韓国	キャンディー	8%	10年目撤廃
	板チョコレート	8%	即時撤廃又は10年目撤廃
	建築用木工品（窓、戸、杭・梁）	8%	10年目撤廃
インドネシア	牛肉	5%	即時撤廃又は15年目撤廃
	醤油	5%	10年目撤廃

(参考3) 攻め：ルール分野での主な合意

(1) 税関手続・貿易円滑化

迅速通関（可能な限り貨物の到着後かつ必要な税関書類の提出後48時間以内の引取りを許可）及び急送貨物（通常の状況において、貨物の到着後かつ必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可）を規定。

(2) 衛生植物検疫（SPS）措置

通報された衛生植物検疫措置の説明文書又はその要約の英語による提供（WTO・SPS協定では途上国に義務なし）、技術的協議の迅速な開催等を規定。

(3) 任意規格・強制規格・適合性評価手続

通報された強制規格及び適合性評価手続の全文又は要約の英語による提供（WTO・TBT協定では途上国に義務なし）、技術的討議の迅速な開催等を規定。

(4) 知的財産（植物品種保護、地理的表示（GI）、商標権）

- ・「植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）の1991年改正条約」の加入に向けての協力、GI保護に関する情報交換（制度、手続及び対象となる商品等）について規定。
- ・当局に対し、悪意による商標の出願を拒絶・登録を取り消す権限を付与する義務を規定。